

# 特定非営利活動法人 外航利用運送事業者倶楽部

(NVOCC CLUB : Non Vessel Operating Common Carrier CLUB )

## 正会員入会規程

第1条(目的) この規程は、特定非営利活動法人外航利用運送事業者倶楽部(以後「倶楽部」という。)の定款第2章(会員)の規定に基づき、正会員の入会について定める。

第2条(正会員の資格) 正会員は、日本国にて次の各号の何れかの事業を営む企業及び個人とする。

- (1)貨物利用運送事業法で規定する外航海運に係る貨物利用運送事業
- (2)外航海運に関わる貨物運送取扱事業(前号の事業を除く)
- (3)前各号を営もうとする者

2.前項第1号の事業を営む者については、貨物利用運送事業法第3条の登録もしくは第20条の許可又は第35条の登録もしくは第45条の許可を得ている者であること。

第3条(入会の拒否) 前条の規定による入会申込みをした者が次の各号に該当するときは、その入会を拒否できる。

- (1)1年以上の懲役又は禁固刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2)申込みに関わる法人の役員のうち前号に該当する者がある場合
- (3)反社会的勢力に該当する者

第4条(入会の手続) 本倶楽部の正会員になろうとする者は、本倶楽部が定める入会申込書に法人登記に関わる履歴事項全部証明書及び誓約書を添付の上、本倶楽部に提出し理事会の確認を得なければならない。

第5条(誓約書) 本倶楽部の正会員になろうとする者は、定款第3条の目的に賛同し、事業活動に協力することを誓約し、書面に署名・押印しなければならない。

第6条(更新) 本倶楽部の正会員の資格期間は、9月1日から翌年8月末日までとする。ただし、期間満了日前までに会員から翌期分の年会費の振込があった場合、会員期間は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第7条(その他) この規程に定めるもののほか、正会員入会に必要な規程は、随時、総務委員会の同意を得て、理事長が別に定める。

(附 則)

この規程は、特定非営利活動法人に関する法律に定める特定非営利活動法人の設立登記の日から施行する。